

平成 30 年度

第 2 回太子町男女共同参画プラン策定委員会
議事録

日 時：平成 30 年 12 月 12 日(水) 午後 1 時 28 分から午後 3 時 26 分まで

場 所：太子町役場議会棟 2 階 常任委員会室

平成 30 年度第 2 回太子町男女共同参画プラン策定委員会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 平成 30 年 12 月 12 日(水) 午後 1 時 28 分～午後 3 時 26 分

場 所 太子町役場議会棟 2 階 常任委員会室

2. 審議事項

①諮問 諮問第 1 号「第 4 次太子町男女共同参画プラン（案）」について

②議事 諮問第 1 号「第 4 次太子町男女共同参画プラン（案）」について

3. 委員の出席者

出席委員：横山 由紀子委員長、大塚 優子副委員長、小川 真知子委員、地丸 勇委員、
丸山 尊大委員、瀧北 りえ委員、濱上 廣良委員、大塚 麻美委員

4. 町出席者

町長 服部 千秋

事務局及び説明員

総務部長 栄藤 雅雄、企画政策課長 森田 好紀、企画政策課副課長 池田 誠、
企画政策課主事 太田 祐一郎

5. 公開・非公開の区分

公開

6. 会議資料

- ・第 2 回太子町男女共同参画プラン策定委員会 次第
- ・資料①「第 4 次太子町男女共同参画プラン（案）」
- ・資料②「第 4 次太子町男女共同参画プラン（案）の概要について」
- ・資料③「策定委員会およびプロジェクトチーム会議 意見一覧」
- ・追加資料「第 4 次太子町男女共同参画プラン 数値目標策定表」

7. 審議会経過及び結果

別記にて記載する。

1. 開 会

森田課長 皆様にはご多忙のなか、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。定刻まで時間がございますが、皆様おそろいですので、ただ今から第 2 回太子町男女共同参画プラン策定委員会を開会させていただきます。

本日の議題は、ご案内のとおり 8 月に実施いたしました第 1 回委員会で委員の皆様よりいただいたご意見を踏まえ、庁内推進本部及びプロジェクトチーム会議にて審議を行い「第 4 次太子町男女共同参画プラン（案）」を作成しましたので事務局より説明をさせていただきます。

後ほど、服部町長から横山委員長へ「第 4 次太子町男女共同参画プラン（案）」について諮問させていただきます。次回委員会で答申をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、服部町長が挨拶を申し上げます。

2. 町長あいさつ

服部町長 皆様、こんにちは。

皆様ご多忙のなか、お集まりいただきまして、ありがとうございます。第 2 回太子町男女共同参画プラン策定委員会の開催にあたり、一言あいさつをさせていただきます。

暮れもいよいよ押し迫り、あわただしくなっていますが、委員の皆様には公私ご多忙のなか、第 2 回太子町男女共同参画プラン策定委員会にご出席賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

本日、諮問させていただきます。この「第 4 次太子町男女共同参画プラン（案）」につきましても、生活意識や価値観の多様化など、社会情勢の急速な変化に直面するなかにあつて、男女が共に生き生きと暮らせる社会を実現するため、様々な課題に対して行う取組の指針となるものです。

このプランに基づき、取組を着実に実施することで、男女が互いを思いやり、信頼し合える社会の実現に近づくものと考えています。

このプランが「和のまち太子」にふさわしいものになりますように、委員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますよう切にお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

森田課長 続きまして、横山委員長からご挨拶をいただき、その後の進行についてもお願いしたいと思います。

3. 委員長あいさつ

横山委員長 横山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
本日の議長を務めさせていただきます。

平成 30 年もあと 2 週間となりました本日、第 2 回太子町男女共同参画プラン策定委員会の開催をご案内させていただきましたところ、公私ご多忙のなか、ご出席いただきましてありがとうございます。

事務局からも説明がありましたように、本日は、服部町長から「第 4 次太子町男女共同参画プラン（案）」について、諮問をいただきます。

その後、議事としまして、「第 4 次太子町男女共同参画プラン（案）」について、審議を行いたいと思います。

委員の皆様におかれましては、限られた時間でございますので、忌憚の無いご意見をよろしくお願いします。

本日の出席委員数は 8 名です。定足数に達していますことを申し添えます。

4. 議事録署名委員の指名

横山委員長 それでは本日の会議の議事録署名委員を私の方から指名いたします。
議事録署名委員には、瀧北 りえ委員と、大塚 麻美委員の両氏を指名いたします。

お二人の委員の方には、後日、事務局がまとめました議事録に署名をお願いいたします。

それでは、諮問事項について事務局よりお願いいたします。

5. 諮問

森田課長 諮問第 1 号「第 4 次太子町男女共同参画プラン（案）」について」諮問させていただきます。

町長が諮問書を読み上げますので、委員長はご起立ください。

町長、よろしくお願いいたします。

服部町長 太子町男女共同参画プラン策定委員会委員長横山由紀子様、太子町長服部千秋。

第 4 次太子町男女共同参画プラン（案）の策定について（諮問）。

太子町男女共同参画プラン策定委員会条例（平成 30 年条例第 2 号）第 2 条の規定に基づき、太子町の男女共同参画社会の推進のため、第 4 次太子町男女共同参画プラン（案）についてご審議くださいますよう諮問いたします。

よろしくお願いいたします。

森田課長 それでは、審議に入りますので、町長は退席します。

6. 議事①（諮問第1号）

横山委員長 ただ今、諮問第1号「第4次太子町男女共同参画プラン（案）について」の諮問がありました。

これより議事に入ります。

議事①の諮問第1号「第4次太子町男女共同参画プラン（案）について」事務局より詳細説明を求めます。

事務局 それでは、「第4次太子町男女共同参画プラン（案）」について、説明をさせていただきます。

はじめに、配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第でございます。

「資料①」として、「第4次太子町男女共同参画プラン（案）」でございます。

「資料②」として、「第4次太子町男女共同参画プラン（案）の概要について」でございます。

「資料③」として、「策定委員会およびプロジェクトチーム会議 意見一覧」でございます。

資料は、以上の4つでございます。不足はございませんでしょうか。

「資料② 第4次太子町男女共同参画プラン（案）の概要について」には、プランのポイントをまとめさせていただいております。

今から説明をさせていただく内容について委員の皆様におかれましては、「資料① 第4次太子町男女共同参画プラン（案）」をご覧くださいながらお聞きいただければと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。

プラン（案）の1ページから10ページを第1章としまして、2ページから3ページにかけて、プラン策定の趣旨、国・県の動向を掲載し、男女共同参画社会の実現のため、法律の施行をはじめ、社会全体でどのような取り組みが行われてきたのか歴史を読み取ることができます。

4ページからは、太子町が社会全体の動向に合わせて取り組んできた事項を時系列で載せております。

さらに、4ページ下部から8ページまで、人口や人口構造、合計特殊出生率の推移をグラフ化し、女性の労働力率については、全国および兵庫県と比較したグラフを掲載しております。

8ページには、参考として、平成29年度に実施した住民アンケートの結果を掲載しております。

章の最後9ページには、プランの性格として、6つの項目を示し、その中で本プランが「男女共同参画社会基本法」に基づくものであること、第3次プランと同様にDV防止法に基づく「DV対策基本計画」として位置付けることを謳っています。

さらに、この第4次プランから平成28年4月に施行された女性活躍推進法に基づく、女性活躍推進計画として位置付ける旨を追加しております。

計画期間は、前回のプランと同様 5 年間で平成 31 年度から平成 35 年度までとなります。

第 1 章を通して、男女共同参画における太子町の遍歴および取り巻く現状をより客観的に捉えられるようにしており、プランの立ち位置をより明確化しております。

続いて、11 ページから 14 ページまでが第 2 章となります。

まず、12 ページの章の初めに本プランの基本理念を示し、基本目標以下の取り組みを実施していく、指針となるものです。

この基本理念については、現時点の第 3 次プランのものを継承し、太子町における男女共同参画事業を継続して推進していきます。

前回のこの策定委員会で報告させていただいた内容と重なる説明になりますが、第 3 次プランの施策達成度分析、住民意識調査、国及び県の動向から、「意識」・「暮らし」・「働くこと」というキーワードを導き出し、新たに「女性（社会）活躍」という考えを加え、基本理念に基づく大分類として、12 ページ下の 4 つの基本目標を設定しました。

さらに、14 ページに掲載させていただいておりますが、平成 29 年度に実施した住民アンケートで回答数が多かった項目や各種法令で推進事項である取り組みについて、13 ページに「求められる取り組み」として、5 つに整理しました。

取り組みの一つ目「男女共同参画意識の普及・啓発および教育・学習の推進」として、いまだ残る固定的な役割分担意識を払拭し、今後の社会を担う若年層への働きかけを強化します。

二つ目は、「子育て・介護がしやすい環境づくり」として、女性の社会進出を促すため、子育てや介護がしやすい環境整備を推進します。

三つ目は、「DV の根絶と防止対策および支援の推進」として、DV そのものの根絶に向けた対策と被害者の保護、相談体制の確保・強化を推進します。

四つ目は、「就労の場における男女共同参画の推進」として、就労を希望する、また就労している男女に関する平等な機会の確保、女性のチャレンジやキャリアアップ支援を推進します。

五つ目は、「全ての男女がともに活躍できる環境づくり」として、男女が社会のあらゆる分野で対等な立場で活躍できる環境づくりを推進していきたいと考えています。

15 ページからは、第 3 章でプランの体系・内容となり、プラン自体の根幹を成す部分となります。

16 ページと 17 ページをご覧ください。

こちらはプラン全体の体系を示しています。

この体系表のとおり 4 つの基本目標の下、中分類である「基本課題」、小分類である「施策の方向」に基づいて、各事業を実施していきます。19 ページから 30 ページまでが基本目標 1 となり、人々の“意識”改革を目指した目標です。

男女共同参画社会の実現に向け、性差別や固定的な性別役割分担意識などの潜在的な意識を改革することは、一朝一夕では成しえません。

しかしながら、男女共同参画に関する取り組みを行ううえで、必要不可欠であり、他の取り組みの効果も高まることが期待できることから、啓発や教育などといった形で、地道に施策の推進に努めます。

20 ページをご覧ください。基本課題 1「男女共同参画意識の普及・啓発の推進」といたしまして、広報や HP での啓発といった情報提供の充実、講演会・セミナーの開催や各種メディアでの情報発信時に男女共同参画の視点に立った表現を徹底していくことなどを通じて啓発を重点的に推進していきます。

23 ページ、基本課題 2「教育を通じた学習・理解の推進」として、成長段階に合わせた教育の推進や学校現場での男女共同参画を推進する意識・環境の整備、生涯にわたる学習機会の創出など、学校を中心とした学ぶ場において男女共同参画の啓発を推進します。

26 ページ、基本課題 3 では「地域社会・行政が推進する男女共同参画」として、役場内の各種男女共同参画施策の推進を行うことと、国や県はもちろんのこと近隣市町やその他関係機関との連携を深め、太子町単体だけではなく、枠を越えて協力する体制を構築していきます。

29 ページ、基本課題 4「男女共同参画プランの推進体制の整備」では、本プランを推進するため、数値目標を設定すること、またその数値目標の達成状況を調査・公表すること、平成 29 年度に実施したアンケート調査に類する住民の意識調査を継続して実施していく旨を施策として推進します。

また、長年の懸案事項であります拠点づくりについては、既存の設備や施設を有効活用し、太子町の規模に応じたものを引き続き検討していきます。

また、現行の男女共同参画コーナーの図書をはじめとする情報を得られる資材の充実にも同時に取り組みます。

続きまして、31 ページから 54 ページまでが基本目標 2 となっております。“暮らし”の部分に関する目標です。

性別に関係なく生涯をいきいきと暮らせるように、男女共同参画の視点からの取り組みを行い、より豊かな“暮らし”を実現していきます。

特に女性は、妊娠や出産などにより男性が経験しない健康上の問題に直面することがあるため、その健康維持・増進を支援し、安心して子どもを産むことができる環境を整備していく必要があります。

32 ページをご覧ください。

基本課題 5「子育て・介護がしやすい環境づくり」では、子育てサービスの充実や地域での子育て支援などの子育ての基盤整備や介護支援の情報提供の相談体制の充実を推進、さらには、ひとり親世帯や外国人など様々な家庭状況に応じた支援を充実・整備し、どの世代の方々も暮らしやすい環境を整えていきます。

38 ページの基本課題 6「一人ひとりの「性」の尊重と心とからだの健康づくり」では、年齢に応じた性教育の充実や検診・保健事業の推進、母性機能への理解促進、様々な性の在り方に関する意識啓発を推進していきます。

41 ページの基本課題 7「ハラスメントおよび虐待防止対策の推進」と 44 ページの基本課題 8「防犯の視点からの男女共同参画の推進」では、それぞれ別の分野であり、担当課も異なりますが、基本的には犯罪行為への対策として、各被害者の支援体制・相談窓口などの構築・充実、防止といった取り組む施策には共通している部分が多分にあることから、各課での施策の推進を進めるのと同時に連携を図り、より効率的に施策を進めていきたいと考えます。

46 ページでは、基本課題 9 として「DV の根絶と防止対策および支援の推進」として DV 対策を推進します。

第 3 次プランでは、「基本目標」の一つとして大きな枠で取り組んでいましたが、第 4 次プランでは、「基本課題」に落とし込んで、先ほどのハラスメント、虐待や防犯といった「基本課題」と並列させることで、より効果的に連携し取り組んでいけるものと考えております。

DV 防止法に基づく、「DV 対策基本計画」の中心となるものであり、身体的な暴力だけでなく、言葉による精神的な暴力を含め、重大な人権侵害である DV を根絶するための意識啓発、中高生への教育の推進、被害者の相談体制・支援体制の充実、関係機関との連携強化および情報管理の徹底、被害者の自立支援といった施策を充実させていきたいと考えます。

続いて、55 ページから 62 ページまでが基本目標 3 となっております。

女性の社会進出が当然となった昨今、活力ある社会を持続するためには、男女ともに働く世代が充実感を感じながら、仕事上の責任を果たすのと同時に、家庭生活においても豊かな生活ができることを目標とします。

56 ページをご覧ください。

基本課題 10「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現」として、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を積極的に行い、言葉や内容の認知度を上げ、働く世代の意識改革を推進していきます。

また、男女のともに家事・育児・介護などについて役割・責任を担っていけるように啓発を行います。

59 ページからの基本課題 11「就労の場における男女共同参画の推進」では、事業所や従業員に対する法制度や先進事例などの情報提供や、女性が活躍できる職場環境づくりに関する情報提供を行う方法を検討・推進していく課題となります。

63 ページから 68 ページが基本目標 4 となっております。

平成 28 年 4 月に施行された「女性活躍推進法」により、職業生活において女性自らの意思によってその個性と能力を十分に発揮できるよう施策を推進していくことが必要となっております。

女性の能力と個性を十分に発揮し活躍できるよう男女が手をたずさえ、協力しあえるような環境整備を進めていきたいと考えます。

64 ページの基本課題 12「政策・方針決定の場への女性参画の推進」では、審議会や委員会といった場への女性登用を推進し、意思決定の場で女性の意見がより反映される環境を整えたいと考えます。

また、事業所や各種団体における女性リーダーの育成を推進します。

66 ページでは、基本課題 13「防災分野における男女共同参画の推進」

として、災害時に男女がともに協力し合うため、平常時より防災分野での男女共同参画を推進し、男女ともに防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織への女性参画や男女に配慮した避難所運営等を推進していきます。

以上がプラン体系の概要と内容になります。

続きまして、69 ページからは 72 ページが数値目標となっております。

数値目標に関しては、第 3 次プランで 12 項目設けられておりましたが、第 4 次プランでは、各基本課題に最低 1 つの目標を設け、計 26 項目を設定しました。

数値目標の達成度調査は原則毎年実施し、項目によっては、住民アンケートの結果を想定したものや、国勢調査の結果を想定したものもありますが、5 年間の各施策の効果や数値の推移を把握することにより、施策や事業を行う際の一つの指針となるように基本課題ごとに設定をしました。

また、第 3 次プランから No2、4、5、9、15、23、24 の 7 つは目標項目を継承し、目標数値を見直しております。

その他の 19 項目については、新規に第 4 次プランより目標を設定したものであり、平成 31 年度分から数値化を行うことで、推移を把握し、新たな視点から施策の推進状況を分析することが可能になると考えています。

73 ページからは、資料編ということで、74 ページ、75 ページにこの第 4 次プランの策定経過を掲載しております。まだ策定の途中段階でありますので、本日の委員会を含め、今後の策定経過を随時更新していくことになります。

76 ページからは、男女共同参画に関する条例・規則及び要綱などを掲載しております。83 ページからは、男女共同参画社会基本法、DV 防止法、女性活躍推進法と関係法令を掲載しております。

最後に、101 ページから 103 ページまでが、第 4 次プラン内の専門用語などを解説した用語解説となっております。

以上が、第 4 次プラン（案）全体の概要となります。

このプランが平成 31 年度から 5 年間、太子町の男女共同参画を推進する指針となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

横山委員長 ただ今の「第 4 次太子町男女共同参画プラン（案）について」に関しまして、ご質問やご意見はございますでしょうか。

小川委員 43 ページの施策の方向 16「ハラスメント防止に向けた対策の推進」のところで、性的少数派についての SOGI ハラなどの文言を追加したほうがいいのではないのでしょうか。

というのも、前回の会議で大塚副委員長よりご意見がありましたとおり、性的少数者のことをすべてリプロダクティブ・ヘルス/ライツ関連の施策にいれるのではなく、人権の観点からの施策を行う必要があることと、2017 年 1 月にセクハラ指針の改正されたため、文言として追加すべきと考えます。

また、30 ページ施策の方向 8「男女共同参画推進のための拠点づくり」のところですが、前回瀧北委員より、男女共同参画コーナーの周知と人員の配置について、話し合われたと思います。事務局としても前向きに検討されるとのことでしたが、ここでいう「相談窓口の設置」というのは人員が配置されるということでしょうか。

さらに、37 ページの施策の方向 11「家庭状況に応じた自立支援」のなかで、①ひとり親家庭などの自立支援ということで、母子福祉については、記載がありますが、父子家庭についても触れられるべきではないでしょうか。

あと、72 ページに数値目標のところ、25、26.「ひょうご防災リーダーの総数」の目標数値が 26 人うち女性 7 人となっていますが、71 ページの 23.「審議会などの委員総数に占める女性の割合」では目標数値 30 パーセントとなっていますので、ここに合わせて女性数を 8 人にすれば、30 パーセントを越えるので、いいのではないかと思います。

国でも、あらゆる分野において指導的地位に占める女性に割合を少なくとも 2020 年までに 30 パーセントにする目標がありますので、それに合わせたほうが、いいのではないかと思います。

横山委員長 今、ご意見いただきました 4 点について、事務局より回答をお願いいたします。

事務局 まず 1 点目の性的マイノリティの方へのご意見ですが、8 月の会議でもご意見をいただきましたので、39 ページの施策の方向 12 の三つ目の項目として性的マイノリティの方に関する施策を設定していたものを、40 ページ施策の方向 15 として他の施策の方向と並列させ、別枠で課題を解決していけるよう設定し直しました。

続いて 2 点目の拠点づくりについて、相談窓口の設置ということで、相談員の常駐ということも検討はしていかなければなりません、配置するとなると様々な課題が関わってきますので、近隣自治体の先進事例等を研究させていただいて、太子町の現状に応じたあり方を模索していきたいと考えております。

三つ目は、37 ページ施策の方向 11 のひとり親家庭のところ母子家庭にしか言及がないというご意見については、一度検討させていただき次回会議にてご回答をさせていただければと思います。

72 ページの数値目標に関するご指摘についても、内部で協議・調整のうえ、次回会議でご回答をさせていただきます。

横山委員長 他の委員の方からご意見はありますか。

大塚副委員長 小川委員と重複する部分がありますが、37 ページのところでひとり親家庭とは、父子と母子の総称ですので、母子に関する記述のみとなっているところが気になりました。

それから、38 ページのところですが、基本課題では、「一人ひとりの「性」

の尊重と心とからだの健康づくり」となっており、性という言葉がカッコで強調されています。施策の方向 15「多様な性のあり方への理解促進」ではカッコが付いていないので、ここに特別な意味があるのかお聞きしたいと思いました。

43 ページの施策の方向 16「ハラスメント防止に向けた対策の推進」で使われているマタニティ・ハラスメントという言葉は、日常から使用し意味もある程度理解できますが、厚生労働省から発行されている書類では、マタニティ・ハラスメントという言葉はなく、「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」とされています。省庁などの文言に合わせたほうが良いのではないかと思います。

70 ページの数値目標で「男女共同参画コーナーに設置している図書の貸し出し件数」につきまして、どのようなカウントをされるのか。

71 ページの「デート DV に関して学習する機会を提供した中学生の学年数」では、直近数値と目標数値が同数となっています。

これは、維持したいという意味合いなののでしょうか。

横山委員長 以上のことにつきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局 ひとり親家庭についてのご指摘については、先ほどご指摘いただきましたとおり、内部で協議を行い、次回の委員会にて回答をさせていただきます。

38 ページのカッコ書きについてのご指摘ですが、この基本課題 6 自体が「性」に着目した課題でありますので、見出しでは、そういったところを意識しながら読んでほしいという思いから、カッコを付けております。

ただし、施策の方向 15「多様な性のあり方への理解促進」では、性という言葉のをいたずらに強調することになりかねないと考えまして、カッコを付けておりません。

大塚副委員長 他の基本課題とのバランスを考えましたので、ここだけ強調することに関して、他の委員の方の意見も聴いてみたいと思います。

事務局 43 ページの言葉の表現については、厚生労働省の状況などを確認させていただき、内部協議を経たうえで、次回の委員会で回答させていただきます。

70 ページの「男女共同参画コーナーに設置している図書の貸し出し件数」についてですが、現在役場 2 階に男女共同参画コーナーを設けてはおりますが、設置しているだけにとどまっておりまして、貸し出し事業については行っておりません。

これを機に事業として、貸し出しを行いたいと考えております。

目標の数値については、なにぶん所蔵量もかなり少ないですので、どれだけ件数が見込めるかというなかで設定させていただいた目標となります。

今後図書だけではなく、DVD などの資材の充実を図っていきたいと考え

ています。

大塚副委員長 1人の方がたくさん借りて目標が達成されるといったことも可能性として考えました。

事務局 現状、コーナー存在を認識いただけていない状態ですので、私たちとしては、まず、知っていただくことが必要であると考えます。

確かに、大塚副委員長のご指摘のとおり、1人の方がたくさん借りられることも想定されるなかで、本来であれば、たくさんの方に借りていただくことが理想的ではありますが、逆の言い方をすれば、1人の方であっても借りていただいた図書の内容が伝わるということも必要なことと言えると思います。

まず、この目標を取り掛かりとして拠点のあり方などの検討につなげていきたいと考えております。

71ページの「デートDVに関して学習する機会を提供した中学生の学年数」についてですが、ご指摘のとおり維持していきたいとの思いから、第3次プランから引き継ぎ、残したということです。

濱上委員 数値目標の割合について、パーセント表記だけだと分母などの数値が読み取れないので、わかりにくいと思います。

もう少し詳しく表記できないでしょうか。

数値目標の項目がかなり増えています、個々の目標数値がどのようにつくられたのか知りたいと思います。

事務局 割合に対する分母については、数値を調査する段階で決まる母数もございますので、公表の段階で表記方法については、工夫したいと思います。2点目の個々の数値目標の考え方をまとめた資料をお配りしたいと思います。

横山委員長 数値目標については、資料が届いてからということで、他にご意見ございますか。

瀧北委員 36ページの「②地域での子育て支援」のなかに、小学校の学校支援ボランティアへの参画促進とありますが、現在は母親や祖母世代が中心で、父親や祖父世代の促進は考えておられるかということがお聞きしたいです。あと、37ページの「①ひとり親家庭などの自立支援」になかの、母子家庭の母に対する就業支援と民生児童委員などによる相談体制の実施とありますが、実際には、ひとり親家庭の場合、お仕事を掛け持ちされている方が多いです。

そういった方は相談に行きたくても、時間がとれないケースが多いと思います。相談体制の充実のなかに、訪問のような形ができると良いと思います。

さらに、拠点のことになりますが、図書をより人の目に付きやすい交流

棟へ設置を考えられるなど、現在の場所にこだわらず考えることも必要ではないかと思います。

丸山委員 先ほどの話で、図書のリストを作成し、図書館の所蔵されている本とも合わせて作られるとより効果的かと思います。

事務局 36 ページの「②地域での子育て支援」の、小学校の学校支援ボランティアへの参画促進について、現在は母親や祖母世代の皆様が中心に活動を行っていただいているということです。今後は父親や祖父世代の方々にも参画していただけるよう働きかけを行っていきたいと考えます。

37 ページのひとり親家庭の相談体制についてですが、ご指摘のとおりひとり親家庭の方々は相談に行く時間もないということが考えられますので、そういった事情も踏まえて担当課と協議のうえ、具体的な方法を検討していききたいと思います。

また、近隣でそういった専門的な相談ができる施設や機会などの情報を提供し選択肢を提示する方法もあるかと思いますので、太子町だけで考えるのではなく、ニーズに応じた色んな形を検討していききたいと思います。

拠点のお話ですが、ご指摘のとおり交流館に図書を移動すれば住民の皆様に手に取っていただける機会は増えると思います。ただ、交流館の使用については、役場ではあるものの制限・ルールなどもあり担当課との調整が必要であります。

現在の状態が必ずしも、最善であるとは考えておりませんので、人権啓発の拠点である南総合センターや図書館などの既存施設に移動するといったことも考えております。

各施設とも調整の必要がありますが、より良い方法を検討していききたいと思います。

先ほど、濱上委員よりいただいた数値目標へのご意見につきまして、資料をお手元に配付させていただきました。

この資料は、これから5年間役場の各担当職員がそれぞれ所管の目標について、数値を調査いたしますが、各担当者が同じ目線で数値を算出できるように内部資料として作成したものでございます。

この資料とプラン（案）の70ページから72ページを見ながら、目標数値がパーセンテージとなっている個所についてご説明いたします。

まず、70ページのナンバー2「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」（どちらかといえば反対含む）した人の割合」の目標項目のところに【※2】と記載させていただいております。これは、5年に1回住民の皆様にアンケートをお願いしており、その結果を用いるものとなっております。

ナンバー4「町職員における管理職の女性割合」については、町の全職員のうち女性が何人いるかという数値によって算出します。

ナンバー5「男性職員（町職員）の育児休業取得割合」については、子供が生まれる数によりますので、分母は毎年変化します。

ナンバー9「子育ての参加状況アンケートでの父親の育児参加割合」に

については、太子町で健康診断を受けられた方に対してアンケートを実施しておりその結果より算出いたします。

アンケートの回答は回答される方の主観に左右されますので、目標数値としては、95%とさせていただいております。

ナンバー10「パパママスクールの受講者の割合」ですが、パパママスクールといって、妊婦体験や沐浴体験など行っております。

数値としては、太子町主催のスクール参加者だけではなく、医療機関が主催する類似スクールの参加も合わせて受講率を算出します。

ナンバー14「防犯推進委員会の総数に占める女性の割合」の防犯推進委員とは、町内パトロール、お祭りでの巡回、防犯に関する広報誌の編集などを行っていただく委員の方々であります。

そういった活動に女性の方々も参画していただきたいと考えております。

ナンバー16「DV 被害者のうち、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合」についても、5年に1回の住民アンケートの結果より算出します。

ナンバー18「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について、言葉も内容も知っている人の割合」についても、5年に1回の住民アンケートの結果より算出いたします。

ナンバー19、20につきましても同様でございます。

ナンバー22「女性の就業率」につきましても、国勢調査で把握することができます。15歳以上で就労されている女性の割合で算出いたします。

ナンバー23「審議会などの委員総数に占める女性の割合」については、引き続き30パーセントを目標といたし、例を挙げますと、10人の審議会委員のなかで3名が女性というようなスケール感でございます。

ナンバー26「ひょうご防災リーダーの総数に占める女性の割合」は、ここに記載のあるように、総数26名を目指し、うち7名を女性とする目標であります。

非常に駆け足の説明となりまして申し訳ございません。

ご質問などがございましたら、よろしくお願いいたします。

横山委員長 数値目標についてご質問などはございますでしょうか。

大塚副委員長 ナンバー23「審議会などの委員総数に占める女性の割合」について、30パーセントとされていますが、これは達成可能な数値なのでしょうか。

充て職などがあって達成が不可能なのであれば、そこから見直す必要があると思いますが、いかがでしょうか。

事務局 大塚副委員長のおっしゃられるように、プロジェクトチームメンバーとの協議のなかでも、行政が恣意的に女性を優先して委員に充てたりすることは難しいといった意見もありました。

行政の働きかけで大きく数値が伸びる部分ではないかもしれません。

ただ、国のほうでも30パーセントという目標が掲げられておりますので、少し高い目標かもしれませんが、充て職に男性ばかりがなっているよ

うな環境を変えていくように取り組み、30 パーセントの目標を目指すということで結論がでました。

横山委員長 女性の就業率について、年齢層はどうなっていますでしょうか。

事務局 15 歳以上の女性の方々が対象となります。

横山委員長 県が目標設定している兼ね合いもあるかと思いますが、太子町では高齢者の就業率は低いので、目的を持つのであれば、20 代から 40 代までとか有配偶者の就業率など、ある程度絞って算出されたほうが目標として見えやすいのかなと思います。

ナンバー5「男性職員（町職員）の育児休業取得割合」についてですが、数値の表示方法について、分母が、子供が生まれた男性職員ということで、毎年大きく変化すると思いますので、パーセンテージのみを表示するのではなく、数値も併記するべきではないかと思います。

他に数値目標について、ご意見はございますでしょうか。

小川委員 ナンバー15「デート DV に関して学習する機会を提供した中学校の学年数」のところで、私どもの NPO では、大阪府枚方市の小学校で小学生に対するデート DV の予防教育を行っております。

広い意味での性に関する人間関係教育のように広げられたら小学校でも可能ではないかなと思います。

あと学年数を数値目標とされていますが、私が実際行って感じるのは、学年全体だとか、3 学年全てを対象に一举に行うといった方法では効果はあまり期待できないと思います。

効果を上げるには、小さな単位でないと難しいと思います。

事務局 目標としては、学年単位で設定させていただいておりますが、実際はクラスごとに行っており、学年全てのクラスで授業が行われて初めて 1 学年達成というやり方もございますので、実際のやり方が学年単位ではありません。

小川委員 わかりました。いい取り組みですので、ぜひ続けてください。

大塚 私もいい取り組みをされているなと思っています。

副委員長 こうした取り組みが定着しているのであれば、あとは質の向上について、次のステップとして取り組まれてはどうかと思いました。

濱上委員 ナンバー12「虐待の予防推進活動の実施件数」ですが、11 月がオレンジリボンキャンペーン期間であったと思いますが、この件数というのはどういったことを想定しておられるのか教えてください。

事務局 例えば、イベントにて職員がオレンジリボンを配ったりする活動が想定

されます。全国的に行われるオレンジリボンキャンペーンももちろんですが、個々に活動も1件とカウントいたします。

濱上委員 オレンジリボンキャンペーン以外は町独自で行う事業ということですか。

事務局 おっしゃられたとおり、オレンジリボンは全国的に啓発活動に用いられるのですが、ここでいう推進活動の件数とは様々な形があると考えます。
例えば、町として広報誌で児童虐待に関する特集を行い、住民の皆様に児童虐待について考えていただく機会を作らせていただくだとか、児童の保護者向けの資料を、学校を通じてお配りするだとか、既存で行っている事業と、工夫し新たな取り組みを生み出していくことを想定しております。

瀧北委員 ナンバー3「小中学校管理職に占める女性の割合」とナンバー4「町職員における管理職の女性割合」について、こういった役職の方が管理職なのか教えていただきたいです。

事務局 学校現場で言いますと、校長先生と教頭先生が管理職です。
町職員で言いますと、副課長以上、出先機関ですと館長以上が管理職となります。

大塚委員 仕事と生活を両立するためには、職場の理解が大事だと思うのですが、ナンバー21「事業所への情報提供を行った回数」で、広報やホームページなどで情報提供とありますが、具体的にどのようなことを発信されるのか教えていただきたいです。

事務局 発信する情報については、就労に関する法改正があった場合や、最低賃金の改訂など、労働に関する情報が新たに出された場合は、広報やホームページをとおして、周知を行います。
さらに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、就労している方の労働環境を良くしていくためには、これだけでは足りないと思いますので、担当課と協力しまして、色んな情報を発信していきたいと考えております。

濱上委員 男女共同参画の知名度は、まだまだ低いと思いますが、学校現場ではどのような教育がされているのか教えていただきたいのですが。

丸山委員 人権の学習として学んでいます。
例えば、1年生であればランドセルなどの持ち物の色について、昔は、男子は黒、女子は赤やピンクといった固定観念が社会的に一般化していました。
今は、男子が赤を好きでもいいし、女子が黒を好きでもいいよといったことを人権の授業のなかで行っています。
年間のカリキュラムがあり、学年に応じた授業を行っています。

授業以外のところでも、名前を「さん」で統一したり、生活全般を含めて個性を大事にした環境づくりを行っています。

横山委員長 59 ページの内容で「結婚しても仕事を続け、子供ができたら仕事を辞めて、大きくなったら再び仕事をするのがよい」というアンケート調査の結果が最も高いということで、基本課題 11 では、これを前提にしすぎた施策しかないなという印象です。

男女共同参画ということであれば、働き続けることへのバックアップが必要となります。

61 ページについても、再就職支援ということで辞めることが前提となっています。再就職支援も大事ですが、子供ができても辞めない支援をぜひ加えていただけたらと思います。

また、37 ページの施策の方向 10「介護しやすい環境づくり」とありますが、太子町の高齢化率を見ますと全国レベルよりは低いですが、その速度は全国レベルと比べものにならないくらい急激に上がっているように観えます。

今後の高齢化率の推移や介護施設をはじめとする支援が間に合うのかどうか見通しをお持ちかお聴きしたいと思います。

介護の負担は男性より女性に偏る傾向がありますので、その辺をお聴きしたいと思います。

事務局 1 点目の、子供ができても辞めない支援についてですが、ただ今のご意見につきましても、内部協議のうえ次回の会議で回答させていただきたいと思います。

介護についての今後の見通しとしましては、太子町は団塊の世代の方がかなり多くなっており、その影響で急激に人口も伸びたという経緯がございます。

そういったところから高齢化率が急激に上がる見通しもございます。

ただ、近隣市町におきましては、既に高い状態となっておりまして、今後落ち着いていくことが考えられますので、介護のニーズに対応できる状態にはあるのかなと考えております。

ただし、状況は変化いたしますので、慎重に観ていく必要があると思います。

横山委員長 48 ページ、49 ページのグラフの数値について図 16 では人数が記載されていますが、図 17 では、人数がよくわからなくなっており、図 16 との関連もわかりにくく読み方を明らかにしていただければと思います。

図 18 のほうも、全体 120 人とありますが、図 16 から算出される数値とも合わないのこの辺り誤解のないようにしていただければと思います。他にご意見はございますか。

大塚副委員長 13 ページの (1) 「男女共同参画意識の普及・啓発および教育・学習の推進」の 4 行目のところで「正しい教育・学習は…」とありますが、「正しい」という表現について気になりました。

また、11 月 17 日のフォーラムで本を何点か展示しておりましたが、難しい本ばかりだったので、もう少し柔らかい内容の本をあったらいいと思います。

拠点に多くの方に気軽に来ていただくためには、設置する図書も内容が分かりやすく、手に取りやすいようにオープンになっているほうがいいと思います。

横山委員長 「正しい」という表現については、何が「正しい」のかという誤解を招きかねないので、もう少し工夫していただければと思います。

もう 1 点、大塚副委員長からご提起いただきました「性」という言葉のカッコ書きについてですが、それについて委員の皆様からご意見はありますでしょうか。

私個人と意見としては、施策の方向 12 の「性」という言葉は性教育的な「性」であって、基本課題 6 の「性」は男性や女性といった性別を指す「性」なのかなと思います。

整合性を図るために、カッコをとってもいいのかなと思います。

強調されたいのであれば、他との整合性を図る必要があると思います。

小川委員 私は、強調する場合は、どちらかというところとセクシャリティの「性」なのかなと思って観ていました。「性」の多様性的なところで、強調されているのかなと。

結局、カッコを付けると妙に強調されてしまうので、ないほうが良いのではないかと思います。

また、先ほどの「正しい」教育についても、私も引っかかっておりましたので、この委員のみなさんが引っかかるところは、住民の方も疑問に思われるのではないかと思います。

横山委員長 他にご意見がございましたら、お願いいたします。

瀧北委員 相談窓口についてですが、あいめっせやイーブンと連携を行うということですが、虐待や DV で今暴力を受けたといった事案の場合は、あいめっせやイーブンは遠いと思います。

電話相談は可能ですが、逃げ込む場所というのが必要ではないかと思います。

町内の事案は町内で解決していくという気持ちで考えていただきたいと思います。

横山委員長 そういった暴力の事案については、身近な人には相談しにくいといったことがある反面、緊急のときには逃げ込む場所も必要であると私も思います。

事務局 委員長がおっしゃられたように、前回の委員会でいただいた意見として、身近な人には相談がしにくいいため、広域的な連携の必要性がありました。一方で、相談場所が身近にあることの意義もあると思います。

相談内容にも様々な段階があると思いますが、緊急を要する深刻な場合は、警察を頼ることも考えられますが、その相談者の段階に応じた対応の仕方はあるべきだと思います。

単独の行政としてやらなければならない部分と、広域的に連携し進めていく部分を整理する必要があると考えます。

横山委員長 他にございますでしょうか。

濱上委員 前回の委員会で時点では、案として記載がありましたユニバーサル社会とはどういうことなのでしょう。

事務局 ユニバーサル社会は概念が広いため、ひと言で表すことは難しいですが、障壁のない社会を実現していくということが一つの意味であると思います。

例えば、障がい者への偏見があるのであれば、それは心の障壁であり、解消すべきことでありますし、ハード面ではユニバーサルデザインとして、誰でも使用できる、使用しやすい公共施設等の環境の整備が進められています。

こうしてソフト面とハード面の両側から社会のあらゆる障壁を取り除かれた社会が、ユニバーサル社会であると考えます。

前回、男女共同参画プランのなかに、ユニバーサルデザインの推進することを落とし込んでいました。

しかし、ユニバーサル社会という大きな概念のなかに、男女共同参画の問題があり、障がい者や高齢者の問題といった様々な問題があると考えます。

ユニバーサル社会の実現のため、男女共同参画の視点から取り組むのがこのプランでありますので、第4次プランでは、大小関係を整理させていただいたということです。

目指す方向性としては同じものだと考えています。

横山委員長 他に何かございますでしょうか。

本案件については、次回の会議にて、改めて審議を行い、答申を行う予定であります。

委員の皆様におかれましては、次回の委員会においても、十分にご審議をいただきますようお願いいたします。

7. 議事②（その他）

横山委員長 ご意見等が無いようですので、次に議事②の「その他」へ移ります。
その他として、何かご意見・ご質問がありましたらどなたからでも結構
ですから、承りたいと存じます。

8. 閉会

横山委員長 特に質疑等はありませんので、これをもちまして、第2回太子町男女
共同参画プラン策定委員会を閉会いたします。
皆様には、終始熱心なご審議をいただきましてありがとうございました。
私の役は、一通り終えまして、事務局のほうにお返ししたいと思います。
よろしいでしょうか。

森田課長 横山委員長どうもありがとうございました。
横山委員長の議事進行により、本日予定していました案件は、全て終了
いたしました。
委員の皆様におかれましては、大変お忙しいとは存じますが今後ともご
協力のほどよろしくお願いいたします。
これをもちまして、第2回太子町男女共同参画プラン策定委員会を終了
いたします。
本日は、ありがとうございました。

太子町男女共同参画プラン策定委員会規則第3条に基づきここに署名する。

平成31年1月22日

署名委員

龍北 ひと



大塚 麻美

